

2026 年 8 月 31 日

金融庁長官 殿

提出団体・代表者：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント・相談員協会（NACS）

代表理事副会長 樋口容子

代表理事副会長 丹羽典明

〒107-0052 東京都千代田区富士見 2-4-6
宝 5 号館 2 階

担当：金融委員会（担当理事 永沢裕美子）

E-mail： nacs-kinnyuu@nacs.or.jp

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）
（仕組預金関係）に対する意見書

はじめに

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「NACS」といいます。）は、消費生活専門資格保有者で構成される、日本最大規模の消費者団体です。消費者保護および顧客本位の業務運営の観点から、仕組預金の販売をめぐる問題について、以下のとおり意見を申し述べます。

<意見の概要>

仕組預金は、通常の定期預金とは異なる複雑な商品性とリスクを有しています。銀行と顧客との間には、商品の構造やリスクに関する大きな情報格差があり、顧客が契約によって引き受けるリスクを自ら評価することは容易ではありません。とりわけ、消費者は、「預金」という名称から一般の定期預金と同様に安全な商品であると受け止め、通常より高い金利に目を引かれがちです。その一方で、商品によっては、満期が銀行の判断で延長または繰り上げられることや、中途解約時に解約手数料等によって元本割れとなる可能性があることを、十分に理解しないまま契約に至るおそれがあります。

今回の監督指針改正案は、仕組預金について顧客への情報提供とリスク説明の充実を求めています。説明事項を追加するだけでは、複雑な商品性に起因する情報格差を十分に解消することはできません。商品の仕組みの複雑さやリスクを消費者が適切に認識できるよう、例えば「デリバティブ内蔵型投資商品（仕組預金）」と表示することの義務づけや、販売対象となる顧客の厳格な限定、顧客の理解度の実効的な確認、既契約者への対応、さらには実効的な紛争解決と被害救済までを一体として進めることを求めます。

Ⅰ 総論

仕組預金には、銀行が預入期間を延長または繰り上げる権利を有するものや、為替相場等に応じて払戻通貨が決まるものなど、さまざまなタイプがあります。リスクの内容や現れ方は商品によって異なりますが、いずれもデリバティブが組み込まれた預金であり、通常の定期預金とは異なる複雑な商品性とリスクを有しています。

例えば、銀行が預入期間を延長する権利を有する仕組預金の場合、顧客は契約時に、実際にいつ預金の払戻しを受けられるのかを確定することができません。銀行の判断によって預入期

間が延長された後、顧客が生活維持その他のやむを得ない事情により資金化を迫られた場合には、中途解約をせざるを得ず、解約手数料等によって大幅な元本割れとなる可能性があります。「預金」であることから元本が確保されると考えて契約した消費者にとって、必要なときに元本を維持したまま資金を引き出すことができないことは、想定し難い重大な不利益です。

さらに、デリバティブを組み込んだ複雑な商品であり、通常の定期預金とは異なるリスクを有する仕組預金を、「預金」として預金保険の対象とすることの妥当性についても、検討が必要であると考えます。なぜなら、預金保険の対象であるという制度上の位置付けは、消費者に対し、一般の預金と同様に安全な商品であるとの誤った認識を生じさせ、商品固有のリスクを過小評価させてしまうおそれがあります。金融庁におかれては、預金保険による保護範囲の説明を徹底するだけでなく、仕組預金を預金保険の対象とすることの妥当性について、商品の実態および消費者の認識を踏まえて改めて検証し、必要な制度的措置を講じていただくことを求めます。

仕組預金については、契約時に、将来の市場金利の動向や中途解約時の解約手数料等を具体的に見通すことが困難です。また、専門用語を用いた詳細な説明を受けても、一般の顧客がその内容を理解することは容易ではありません。したがって、金融機関が形式的に説明書面を交付するだけでは十分とは言えません。金融機関には、当該商品を販売することが真に適切な顧客か否かを厳格に見極めること（適合性の原則の厳格化）を強く求めるとともに、販売を認める場合においても、重要なリスクを顧客が具体的に理解していることを実効的に確認する仕組みを備えることを義務づけてください。

また、金利環境が変化する中、過去に販売された仕組預金について、これまで表面化しにくかった長期の資金拘束や、中途解約時の元本割れといった不利益が現実のものとなり、預金者と銀行との間のトラブルが増加することが懸念されます。金融庁におかれては、新規販売への対応にとどまらず、これまでの販売実態を把握するとともに、既契約者への適切な情報提供、相談・苦情への対応および実効的な紛争解決を一体として進めることを求めます。

2 NACSの意見（求める対応）

（1）商品性が一見して分かる名称の徹底

「仕組預金」という名称だけでは、一般の預金とは異なるリスクを有することが十分に伝わりません。広告、ウェブサイト、商品概要資料、重要情報シートおよび契約締結前交付書面において、例えば「デリバティブ内蔵型投資商品（仕組預金）」というように、デリバティブが組み込まれ、通常の定期預金とは異なるリスクを有する預金であることが伝わるような名称を使うように義務づけるとともに、商品名や金利表示に近接した見やすい箇所に、同等以上の明瞭さで表示するよう義務づけてください。

特に、金利の有利性のみを強調する表示によって顧客が安全性または流動性について誤認することがないよう、満期が銀行の判断で延長・繰上げとなり得ることや、中途解約時には元本割れとなり得ることを、広告の段階から明確に示させる必要があります。

（2）適合しない顧客への新規販売停止

仕組預金は「説明を尽くせば一般の顧客にも広く販売できる」商品ではありません。仕組預金を取り扱う場合は、銀行は、顧客の年齢、知識、投資経験、財産の状況、契約の目的、リスク許容度、資金の性質および最大満期までの資金需要を踏まえた具体的な勧誘開始基準を定めること、加えて、その基準に適合しない顧客への勧誘を行ってはならないことを監督指針上明確にするよう求めます。

とりわけ、オプション取引を含む商品構造を理解するための知識・経験が十分でない顧客、生活資金や近い将来に使用する可能性がある資金を預け入れようとする顧客、元本割れを許容しない顧客には販売しないことを明示すべきです。

オンライン取引（非対面）で仕組預金を販売する銀行の中には、顧客にチェックボックス形式の設問に回答させるだけで、適合性の判断や商品内容・リスクに対する理解度の確認を行ったものとしている例があります。しかし、このような形式的な手続だけでは十分とはいえません。顧客の知識・経験、財産の状況、契約の目的、資金の性格等を踏まえて販売の適否を判断するとともに、顧客が重要なリスクを具体的に理解していることを実質的に確認する態勢の整備を義務づけてください。

（３）顧客の理解を確認できる説明方法への転換

デリバティブ、オプションプレミアム、デリバティブ再構築等の費用といった専門用語を列挙するだけでは、一般の顧客にとって分かりやすい説明にはなりません。通常の定期預金との違いを端的に示した上で、金利が上昇した場合、低下した場合および中途解約する場合について、顧客が受ける影響を数値例と図で示すよう求めます。

中途解約時の金額については、単一の過去事例や想定最大額だけでなく、市場金利の変化幅と残存期間に応じて解約手数料等および受取額がどのように変化するかを複数のシナリオで示すべきです。また、顧客自身の言葉による確認や理解度確認の設問などを通じ、重要なリスクを理解していることを確認し、その過程を記録・保存する態勢を求めます。

（４）販売実態の把握と既契約者への対応

金融庁におかれては、これまで、どのような仕組預金が、どのような顧客に、どの程度販売されてきたのかを早急に把握するよう求めます。調査に当たっては、商品類型別の販売額・残高・契約件数、最大満期、販売チャネル、顧客の年齢層・知識・経験・保有金融資産・契約目的、適合性確認の方法、中途解約の件数と元本割れの状況、相談・苦情および金融 ADR の申立状況などを確認し、その結果を可能な限り集計・公表すべきです。

また、既契約者に対し、最大満期、満期の延長・繰上げの条件、現在中途解約した場合の受取見込額とその算定の考え方、相談窓口等を分かりやすく案内するなど、契約後の継続的な情報提供を銀行に求める必要があります。販売時の適合性や説明に問題が認められる場合には、個別顧客への連絡と適切な対応を促すべきです。

（５）相談体制の整備と金融 ADR による実効的な救済

今後、仕組預金に関する相談が消費生活センターに寄せられることが予想されます。金融庁におかれては、消費者庁、国民生活センター、金融 ADR 機関その他の関係機関と連携し、商品特性、想定される相談事例、確認すべき契約書面、解約手数料等の考え方、主な相談窓口および相談対応上の留意点について、消費生活相談員に積極的に情報を提供するよう求めます。

あわせて、金融 ADR 機関における仕組預金に関する相談・苦情・あっせんの状況を継続的に把握・分析し、販売時の適合性、説明内容および顧客の理解状況を踏まえた公正かつ実効的な紛争解決が図られるよう、金融機関および指定紛争解決機関との対話・連携を強化することを要望します。個別事案から明らかになった問題を監督に還元し、同種被害の防止と既契約者の救済につなげることが重要です。

３ 監督指針案の個別項目に対する意見

監督指針案の各項目について、次のとおり修正または明確化を求めます。

該当箇所	意見・理由
Ⅲ－３－３－２－２（３） ② 特定預金等の受入れ	「顧客にとって分かりやすい記載」が求められることに加え、その記載が実際に顧客に理解されるものであるかを確認する態勢を監督上の着眼点として明記してください。 商品概要資料および重要情報シートについて、一般の消費者を対象とした事前検証、利用者テスト、相談・苦情を踏まえた継続的な見直しなどを求めるべきです。書面の交付や説明事項の列挙だけでなく、顧客が重要なリスクを理解できる表示・説明となっているかを検証する必要があります。
同（３）③ 対象となる仕組預金の 定義・表示	デリバティブ取引等を組み込んだ預金であることを顧客が明確に意識できるよう、例えば「デリバティブ内蔵型投資商品（仕組預金）」と表示することを徹底させ、「仕組預金」という名称のみの表示をやめさせるべきです。また、通常の預金と同程度の安全性・流動性があるとの印象を与えないよう、広告および顧客説明資料では、「デリバティブが組み込まれ、通常の定期預金とは異なるリスクを有する投資商品」である旨を、商品名や金利表示に近接して明瞭に表示することを求めています。
同③ロ 合理的根拠適合性・勧 誘開始基準	勧誘開始基準について、顧客の年齢、知識、投資経験、財産の状況、契約目的、リスク許容度、資金の性質および最大満期までの資金需要を確認することを明記してください。 また、オプション取引を含む商品構造を理解するための知識・経験が十分でない顧客、最大満期までに資金を使用する可能性がある顧客、元本割れを許容しない顧客については、勧誘・販売の対象外とすることを明確にすべきです。非対面販売における形式的な自己申告のみでは足りず、理解度を実効的に確認する態勢も求めています。
同③ハ b・c 適していない顧客属 性・適している顧客属 性	「適している顧客属性」として余裕資金を運用する者であることだけを示すのでは不十分です。オプション取引を含む商品構造、満期に関する選択権が銀行側にあること、金利上昇時の機会損失および中途解約時の元本割れを具体的に理解し、これらを許容できる顧客であることを明記してください。 また、顧客属性の確認は販売時の一時点の形式的な確認にとどめず、確認項目、判断根拠および顧客の回答を記録・保存し、事後的に検証できる態勢を求めるべきです。
同③ハ d 解約手数料の水準およ び決定要因	専門用語による構成要素の説明に加え、市場金利の変化幅と最大満期までの残存期間に応じて、解約手数料等および顧客の受取額がどのように変化するかを、複数の数値例と図で示すことを求めています。 元本 100 万円など顧客が理解しやすい前提を置き、金利が一定幅上昇した場合の受取見込額を複数示すほか、元本割れの可能性を金

該当箇所	意見・理由
	額で明示することが必要です。契約後も、顧客の求めに応じて現在の解約手数料等および受取見込額を速やかに提示できる態勢を求めるべきです。
同③ハ e 提供金利の構成	同一期間の通常の定期預金の金利と比較し、上乘せ金利が、顧客が銀行に満期の延長・繰上げ等の選択権を付与することの対価を含むものであることを、平易な言葉と図で説明するよう求めてください。 オプションプレミアム、役務の対価相当額、市場取引に要する費用等の詳細な開示は必要ですが、それらを列挙するだけでなく、顧客が「高い金利と引き換えに何を負担するのか」を理解できる構成とすることが重要です。
同③ハ f 経済指標等の変動により見込まれる効果・影響	現行案の記載は一文が長く、満期の延長と繰上げの効果が理解しにくいため、金利低下時と金利上昇時を分け、図を用いて説明するよう求めます。例えば、次の内容を平易に示すべきです。 - 金利が低下した場合、銀行の判断で満期が繰り上げられ、顧客が当初想定した期間にわたって利息を受け取れない可能性があること。 - 金利が上昇した場合、銀行の判断で満期が延長され、顧客が低い固定金利のまま長期間資金を拘束され、より高い金利で運用する機会を失う可能性があること。 - その間に中途解約すると、解約手数料等により元本割れとなる可能性があること。
Ⅲ－３－３－２－３（１） 監督手法・対応	相談・苦情等を端緒とする事後的な対応に加え、仕組預金の販売額・残高・契約件数、顧客属性、販売チャネル、適合性確認の方法、中途解約および元本割れの状況、相談・苦情・金融 ADR の申立状況を継続的に把握・分析することを明記してください。 既契約者に対する情報提供や、販売時の適合性・説明に問題が認められた場合の個別顧客への対応も、監督上の着眼点に含めるべきです。また、分析結果を消費生活相談員および金融 ADR 機関と共有し、相談対応と紛争解決に活用できる連携態勢を整備するよう求めます。

以上